

第12回

白鷗大学学生法律討論会



日 時：2017年6月28日(水) 15:00~17:00
場 所：白鷗大学東キャンパス700教室
出 題：伊藤 栄寿 教授(上智大学法学部)
審 査：伊藤 栄寿 教授
司 会：白石 智則(本学教員)
主 催：白鷗大学法学部・白鷗大学法政策研究所

【企画内容】

各参加団体(蓮田ゼミ、畑中ゼミ、茂木ゼミ、白石ゼミ、ゼミ連合の5団体)の代表者が、下記の事例問題につき壇上で論旨を発表し、その論旨の内容について他の参加団体および一般参加者との間で質疑応答を行います。そして、立論と質疑応答の内容をもとに審査員が順位を決定し、優勝団体等には**大量の豪華賞品**を贈呈します。

【見 学】

誰でも自由に見学することができます。当日は会場まで気軽に足を運んでください(学生以外の方は、駅側の入口から「討論会を見学する」旨を告げて入館し、7階の教室まで移動してください)。なお、討論会では、**会場にいるだれもが参加団体に質問することができます、優秀な質問者(上位3名)にも豪華賞品が贈呈されます。**

【問 題】

X 信用金庫は、A 所有の甲土地とその上の乙建物に抵当権の設定を受け、登記を経て、2015年10月31日に家具店を営む A の運転資金として、A に 8000 万円を貸し付けた。乙建物の応接室には、高級イタリア家具(ソファ・テーブル)、ガレ作の高級花瓶などがあり、また、アンティークの豪華なシャンデリア 2 個が取り付けられていた。当時、A の家具店の経営は順調であった。

その後、A の家具店の近くに家具の大型量販店が進出し、A の顧客のかなり多くが量販店に流れ、A の家具店の経営は急速に苦しくなった。A は、経営資金を得るため、ガレ作の高級花瓶を売却した。また、A は息抜きをしたいと思い、小遣い欲しさに、2017年4月1日、乙建物の応接室に取り付けられていたシャンデリア 2 個(当時の時価で 300 万円ほど)を 240 万円で Y に売り渡した。Y は A と旧知の仲であるため、A の家具店の経営が苦しいこと、甲土地および乙建物に抵当権が設定されるであろうことを知っていた。Y はこれらの引渡しを受け、自宅の応接室に取り付けた。その後、乙建物の応接室には 5 万円ほどの一般的な照明器具が取り付けられた。

同年6月に、X の担当者 B が A の家に来て、応接室に通されたところ、B はシャンデリア 2 個がないことに気づいた。A にじゅうぶんな資産がなく、X が抵当権を実行しても、貸付金の全額が返済される可能性は少ない。

X は Y に対して、シャンデリア 2 個を元の設置場所に戻すよう請求できるか、論じなさい。